

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 6 年 4 月 10 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社愛樹園		
3	請 負 業 者 の 住 所	静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本4 2 8		
4	工 事 件 名	須崎御用邸庭園管理工事		
5	工 事 場 所	静岡県下田市須崎（須崎御用邸内）		
6	工 事 種 別	造園工事		
7	工 事 概 要	園地管理工、樹木手入工 各一式		
8	工 期（自）	令和 6 年 4 月 11 日		
9	工 期（至）	令和 6 年 12 月 6 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	非公表	非公表	－ %
	見 積 金 額	5,324,000 円	4,840,000 円	
11	随 契 理 由	本件は、須崎御用邸において庭園の管理を行う工事である。 株式会社愛樹園を契約予定相手方として、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者がいなかったことから、同社が本工事を遂行できる唯一の業者であると確認された。 以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、株式会社愛樹園と随意契約を締結する。		

変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	令和6年4月10日
2	請負業者名	株式会社愛樹園
3	請負業者の住所	静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本428
4	工事件名	須崎御用邸庭園管理工事第1回変更
5	工事場所	静岡県下田市須崎（須崎御用邸内）
6	工事種別	造園工事
7	工事概要	園地管理工、樹木手入工 各一式
8	工期（自）	令和6年4月11日
9	工期（至）	令和6年12月6日
10	原契約請負金額	5,324,000 円
11	変更契約年月日	令和6年8月15日
12	変更後工期（至）	工期（至）は、原契約のとおり
13	変更増減請負金額	335,500 円
14	変更後請負金額	5,659,500 円
15	変更理由	須崎御用邸内にて枯損樹木が発生し、倒伏等のおそれがあることから、当該樹木の伐採を行う。また、眺望改善のため、樹木の剪定を行う。 変更内容 Ⅱ 樹木管理 1. 樹木手入工 （3）高木手入工 基本剪定 25本増 2. 樹木伐採工 （1）伐採工 樹木伐採 2本増

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 6 年 5 月 8 日		
2	請 負 業 者 名	有限会社川口造園		
3	請 負 業 者 の 住 所	神奈川県三浦郡葉山町一色 1 7 5 9		
4	工 事 件 名	葉山御用邸庭園管理工事		
5	工 事 場 所	神奈川県三浦郡葉山町一色（葉山御用邸内）ほか		
6	工 事 種 別	造園工事		
7	工 事 概 要	園地管理工、樹木手入工、樹木伐採工、病虫害防除工 各一式		
8	工 期（自）	令和 6 年 5 月 9 日		
9	工 期（至）	令和 7 年 3 月 14 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	非公表	非公表	－ %
	見 積 金 額	12,100,000 円	11,000,000 円	
11	随 契 理 由	本件は、葉山御用邸において庭園の管理を行う工事である。 有限会社川口造園を契約予定相手方として、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者がいなかったことから、同社が本工事を遂行できる唯一の業者であると確認された。 以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、有限会社川口造園と随意契約を締結する。		

変更契約調書

第1回変更

1	請 負 契 約 年 月 日	令 和 6 年 5 月 8 日
2	請 負 業 者 名	有限会社川口造園
3	請 負 業 者 の 住 所	神奈川県三浦郡葉山町一色1759
4	工 事 件 名	葉山御用邸庭園管理工事第1回変更
5	工 事 場 所	神奈川県三浦郡葉山町一色（葉山御用邸内）ほか
6	工 事 種 別	造園工事
7	工 事 概 要	園地管理工、樹木手入工、樹木伐採工、病虫害防除工 各一式
8	工 期（自）	令 和 6 年 5 月 9 日
9	工 期（至）	令 和 7 年 3 月 14 日
10	原 契 約 請 負 金 額	12,100,000 円
11	変 更 契 約 年 月 日	令 和 6 年 9 月 17 日
12	変 更 後 工 期（至）	工期（至）は、原契約のとおり
13	変 更 増 減 請 負 金 額	99,000 円
14	変 更 後 請 負 金 額	12,199,000 円
15	変 更 理 由	葉山御用邸において、風雨の影響により樹木の幹折れが生じ、倒伏の危険があることから、伐採処理を行う。 変更内容 Ⅱ 樹木管理 2. 樹木伐採工 （1）伐採工 樹木伐採 1本増

変更契約調書

第2回変更

1	請 負 契 約 年 月 日	令 和 6 年 5 月 8 日
2	請 負 業 者 名	有限会社川口造園
3	請 負 業 者 の 住 所	神奈川県三浦郡葉山町一色1759
4	工 事 件 名	葉山御用邸庭園管理工事第2回変更
5	工 事 場 所	神奈川県三浦郡葉山町一色（葉山御用邸内）ほか
6	工 事 種 別	造園工事
7	工 事 概 要	園地管理工、樹木手入工、樹木伐採工、病虫害防除工 各一式
8	工 期（自）	令 和 6 年 5 月 9 日
9	工 期（至）	令 和 7 年 3 月 14 日
10	原 契 約 請 負 金 額	12,100,000 円
11	第1回変更契約年月日	令 和 6 年 9 月 17 日
12	第1回変更後工期（至）	工期（至）は、原契約のとおり
13	第1回変更増減請負金額	99,000 円
14	第2回変更契約年月日	令 和 7 年 3 月 11 日
15	第2回変更後工期（至）	工期（至）は、原契約のとおり
16	第2回変更増減請負金額	1,980,000 円
17	変 更 後 請 負 金 額	14,179,000 円
18	変 更 理 由	枯損木等が発生し、道路上への倒伏及び枯枝落下のおそれがあることから、安全対策のため、樹木手入及び伐採を行う。このうち、マツノザイセンチュウ被害樹木については伐採と併せてくん蒸処理を行う。 また、樹木の肥大化により外構フェンスを破損させるおそれがある実生樹木が新たに発見されたことから、施設保護のため、伐採を行う。 Ⅱ 樹木管理 1. 樹木手入工 （2）高木手入工 18本増 （3）中低木手入工 3本増 2. 樹木伐採工 （1）伐採工 25本増、2m³増

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 6 年 5 月 30 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区京橋二丁目 1 6 番 1 号		
4	工 事 件 名	秋篠宮邸各所修繕工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事、電気設備工事、機械設備工事 各一式		
8	工 期（自）	令和 6 年 5 月 31 日		
9	工 期（至）	令和 6 年 9 月 30 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	13,783,000 円	12,530,000 円	99.8 %
	見 積 金 額	13,750,000 円	12,500,000 円	
11	随 契 理 由	本工事は、秋篠宮邸の内装、電気設備、機械設備の改修を行うものである。 本件の施工にあたっては、御留守中や行事の合間等の限られた時間内に調査及び施工を完了させることが求められ、そのためには、施設の納まり及び形状等を熟知し、かつ高度な施工管理能力を有する者に施工させる必要がある。 清水建設株式会社は、秋篠宮邸における新築工事及び改修工事を施工した実績を有する者であり、本件に要求される条件を満たす唯一の業者であるため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を締結する。		

変更契約調書

第1回変更

1	請 負 契 約 年 月 日	令 和 6 年 5 月 30 日
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区京橋二丁目16番1号
4	工 事 件 名	秋篠宮邸各所修繕工事第1回変更
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	建築工事、電気設備工事、機械設備工事 各一式
8	工 期（自）	令 和 6 年 5 月 31 日
9	工 期（至）	令 和 6 年 9 月 30 日
10	原 契 約 請 負 金 額	13,750,000 円
11	変 更 契 約 年 月 日	令 和 6 年 9 月 27 日
12	変 更 後 工 期（至）	工期（至）は、原契約のとおり
13	変 更 増 減 請 負 金 額	176,000 円
14	変 更 後 請 負 金 額	13,926,000 円
15	変 更 理 由	（建築工事） 1. 施工段階における室の使用勝手見直しに伴い、インナーサッシ取付を1か所取りやめる。 2. 施工段階における室の使用勝手見直しに伴い、間仕切りカーテン新設を取りやめる。 3. 施工段階検討により天井点検口新設を1か所取りやめる。 4. 施工段階検討により木製引戸修繕を追加する。 5. 施工段階検討により自動ドア点検口改修を追加する。 （電気設備工事） 1. 施工段階における室の使用勝手見直しに伴い、照明器具用ワイヤレススイッチ設置のための動作試験を追加する。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 6 年 6 月 12 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社竹中工務店東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都江東区新砂 1 丁目 1 番 1 号		
4	工 事 件 名	高円宮邸冷暖房機取替ほか工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	機械設備工事、電気設備工事、建築工事 各一式		
8	工 期（自）	令和 6 年 6 月 13 日		
9	工 期（至）	令和 6 年 7 月 12 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	2,783,000 円	2,530,000 円	98.8 %
	見 積 金 額	2,750,000 円	2,500,000 円	
11	随 契 理 由	本工事は、冷媒漏れで室内機が故障している冷暖房機の取り替え等を行うものである。 高円宮邸の改修に当たっては、御留守中や公的行事の合間等の限られた時間内に調査及び施工を行うことを求められ、この限られた時間内に確実に施工を完了させるためには、収まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。 株式会社竹中工務店東京本店は、高円宮邸において、過去に大規模改修や増築工事を実施していることから、当該施設や今回の工事条件等に関し、安全かつ確実に工事を実施することができる唯一の業者であるため、会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予決令第 102 条の 4 第 3 号に基づき、同者と随意契約を締結する。		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 6 年 6 月 14 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	御所各所修繕工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	障子紙張替、ガラス取替、電灯設備 各一式		
8	工 期（自）	令和 6 年 6 月 15 日		
9	工 期（至）	令和 6 年 10 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	6,358,000 円	5,780,000 円	98.6 %
	見 積 金 額	6,270,000 円	5,700,000 円	
11	随 契 理 由	本工事は、御所の障子の張り替え、ガラスの取り替え、照明スイッチの増設を行うものである。 当該工事は、両陛下の御生活場所において行われる。このため、工事による御生活への影響を最小限にとどめるよう、施工時期や施工方法等について綿密に計画した上で工事を行う必要があり、限られた時間内に安全性や機能性を損なうことなく確実に施工を完了することを強く求められる工事であるため、施設の形状等を熟知し、高度な施工監理能力を持った者に施工させる必要がある。 株式会社大林組は、御所新築工事を請け負った共同企業体の幹事社として実績を有し、かつ、その後の改修工事を履行した実績を有していることから、本件に要求される条件を満たし、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者であるため、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を締結する。		

変更契約調書

第1回変更

1	請 負 契 約 年 月 日	令 和 6 年 6 月 14 日
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目15番2号
4	工 事 件 名	御所各所修繕工事第1回変更
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	障子紙張替、ガラス取替、電灯設備 各一式
8	工 期（自）	令 和 6 年 6 月 15 日
9	工 期（至）	令 和 6 年 10 月 31 日
10	原 契 約 請 負 金 額	6,270,000 円
11	変 更 契 約 年 月 日	令 和 6 年 7 月 12 日
12	変 更 後 工 期（至）	工期（至）は、原契約のとおり
13	変 更 増 減 請 負 金 額	▲ 3,190,000 円
14	変 更 後 請 負 金 額	3,080,000 円
15	変 更 理 由	施工段階検討により、電灯設備工事を取りやめる。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 6 年 7 月 1 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区京橋二丁目 1 6 番 1 号		
4	工 事 件 名	R 6 仙洞御所各所修繕工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事 一式		
8	工 期（自）	令和 6 年 7 月 2 日		
9	工 期（至）	令和 6 年 9 月 30 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	4,323,000 円	3,930,000 円	99.2 %
	見 積 金 額	4,290,000 円	3,900,000 円	
11	随 契 理 由	本工事は、仙洞御所公室棟に手すりを取り設けるものである。 本件の施工にあたっては、御留守中や行事の合間等の限られた時間内に調査及び施工を完了させることが求められ、そのためには、施設の納まり及び形状等を熟知し、かつ高度な施工管理能力を有する者に施工させる必要がある。 清水建設株式会社は、仙洞御所において、過去に大規模改修や増築工事を実施した実績を有する者であり、本件に要求される条件を満たす唯一の業者であるため、会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予決令第 102 条の 4 第 3 号に基づき、同者と随意契約を締結する。		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 6 年 7 月 31 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	御所各所修繕第 2 回工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事、機械設備工事 各一式		
8	工 期（自）	令和 6 年 8 月 1 日		
9	工 期（至）	令和 6 年 12 月 27 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	10,109,000 円	9,190,000 円	97.9 %
	見 積 金 額	9,900,000 円	9,000,000 円	
11	随 契 理 由	本工事は、御所のドアチェックの取付、聚楽壁の塗替、畳の取替、床の張替及び排水ポンプの取替を行うものである。 当該工事は、両陛下の御生活場所において行われる。このため、工事による御生活への影響を最小限にとどめるよう、施工時期や施工方法等について綿密に計画した上で工事を行う必要があり、限られた時間内に安全性や機能性を損なうことなく確実に施工を完了することを強く求められる工事であるため、施設の形状等を熟知し、高度な施工監理能力を持った者に施工させる必要がある。 株式会社大林組は、御所新築工事を請け負った共同企業体の幹事社として実績を有し、かつ、その後の改修工事を履行した実績を有していることから、本件に要求される条件を満たし、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者であるため、会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予決令第 1 0 2 条の 4 第 3 号に基づき、同者と随意契約を締結する。		

変更契約調書

第1回変更

1	請 負 契 約 年 月 日	令 和 6 年 7 月 31 日
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目15番2号
4	工 事 件 名	御所各所修繕第2回工事第1回変更
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	建築工事、機械設備工事 各一式
8	工 期（自）	令 和 6 年 8 月 1 日
9	工 期（至）	令 和 6 年 12 月 27 日
10	原 契 約 請 負 金 額	9,900,000 円
11	変 更 契 約 年 月 日	令 和 6 年 12 月 25 日
12	変 更 後 工 期（至）	令 和 7 年 3 月 31 日
13	変 更 増 減 請 負 金 額	0 円
14	変 更 後 請 負 金 額	9,900,000 円
15	変 更 理 由	作業日程の調整の結果、当初予定していた工期内に工事を完了することが困難となったため、工期を延長する。 当初工期：令和6年8月1日 から 令和6年12月27日 変更工期：令和6年8月1日 から 令和7年 3月31日

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 6 年 8 月 1 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社竹中工務店東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都江東区新砂 1 丁目 1 番 1 号		
4	工 事 件 名	三笠宮邸各所改修工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事、電気設備工事、機械設備工事 各一式		
8	工 期（自）	令和 6 年 8 月 2 日		
9	工 期（至）	令和 6 年 11 月 8 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	9,977,000 円	9,070,000 円	98.7 %
	見 積 金 額	9,845,000 円	8,950,000 円	
11	随 契 理 由	本工事は、三笠宮邸私室の内装改修等を行うものである。 三笠宮邸の改修に当たっては、御留守中や公的行事の合間等の限られた時間内に調査及び施工を行うことを求められ、この限られた時間内に確実に施工を完了させるためには、収まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。 株式会社竹中工務店東京本店は、三笠宮邸において、過去に大規模改修や増築工事を実施していることから、当該施設や今回の工事条件等に関し、安全かつ確実に工事を実施することができる唯一の業者であるため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を締結する。		

変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	令和6年8月1日
2	請負業者名	株式会社竹中工務店東京本店
3	請負業者の住所	東京都江東区新砂1丁目1番1号
4	工事件名	三笠宮邸各所改修工事第1回変更
5	工事場所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	建築工事、電気設備工事、機械設備工事 各一式
8	工期（自）	令和6年8月2日
9	工期（至）	令和6年11月8日
10	原契約請負金額	9,845,000 円
11	変更契約年月日	令和6年11月6日
12	変更後工期（至）	工期（至）は、原契約のとおり
13	変更増減請負金額	1,254,000 円
14	変更後請負金額	11,099,000 円
15	変更理由	（建築工事） 1. 施工段階検討により天井内木下地の修繕を追加する。 2. 施工段階検討によりアスベスト含有天井板撤去及び天井張替を追加する。 3. 施工段階検討により流し台撤去後における壁の補修を追加する。 4. 施工段階における室の使用勝手見直しに伴い、ドレープカーテン取替を取りやめる。 5. 施工段階検討により照明器具用鋼板の取付を追加する。 （電気設備工事） 1. 施工段階検討により照明器具の取外し及び再取付けを追加する。 （機械設備工事） 1. 既設設備の不具合につき、冷却水電動二方弁の撤去及び新設を追加する。 2. 施工段階検討により冷温水管保温の補修を追加する。 3. 施工段階検討により制気口類の取外及び再取付を追加する。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 6 年 9 月 4 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区京橋二丁目 1 6 番 1 号		
4	工 事 件 名	常陸宮邸木製建具塗替ほか工事		
5	工 事 場 所	東京都渋谷区東（常陸宮邸内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	木製建具塗替ほか 一式		
8	工 期（自）	令和 6 年 9 月 5 日		
9	工 期（至）	令和 6 年 11 月 29 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	3,960,000 円	3,600,000 円	100.0 %
	見 積 金 額	3,960,000 円	3,600,000 円	
11	随 契 理 由	本工事は、常陸宮邸内の木製建具の塗替やレースカーテンの更新等を行うものである。 本件の施工場所は、御生活に直接関わる部分であり、御留守中や行事の合間等の限られた時間内に工事を行うことが求められる。 これらの条件のもと、確実に施工を完了させるためには、下地納まり及び形状などを熟知し、かつ高度な施工管理能力を持った者に施工させる必要がある。 清水建設株式会社は、当該施設の新築・改修工事を施工した実績を有しており、本件に要求される条件を満たす唯一の業者であるため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を締結する。		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 6 年 9 月 30 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社日立ビルシステム首都圏支社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都千代田区神田淡路町二丁目101番地		
4	工 事 件 名	宮殿ほかエレベーター修理工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	機械器具設置工事		
7	工 事 概 要	エレベーター修理 一式		
8	工 期（自）	令和 6 年 10 月 1 日		
9	工 期（至）	令和 7 年 3 月 21 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	7,293,000 円	6,630,000 円	99.7 %
	見 積 金 額	7,267,700 円	6,607,000 円	
11	随 契 理 由	本件は、宮殿及び書陵部庁舎に設置されているエレベーターの一部の部品を取り替える工事である。 今回の修理工事は、保守点検において、交換を要すると指摘を受けたエレベーターの制御に関する部品、各種バッテリー及び主ロープ等を取り替えるものである。 工事に際しては、製造者だけが持つ製造時の技術資料や独自のデータに基づく調整が必要であり、他者では知り得ない当該機器の詳細な内部構造、特性及び機器構成に精通し、状況に応じた詳細な運転制御が可能なデータを保有する製造者による施工が必須である。仮に当該機器を製造した者以外に施工させた場合、最適な調整や、試運転において正常に動作していることの確認と判断が極めて困難であるため、エレベーターが適切に動作せず、重大な事故につながる恐れがある。 株式会社日立ビルシステムは、当該機器を製造した株式会社日立製作所の系列会社のうちエレベーターの保守及び工事を担当している会社で、当該機器に関する独自のデータや知識を製造会社と共有しており、その内部構造を熟知していることから、本工事に要求される条件を満たし、適切な施工を確実に実施することができる唯一の者であるため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を締結する。		

変更契約調書

第1回変更

1	請 負 契 約 年 月 日	令 和 6 年 9 月 30 日
2	請 負 業 者 名	株式会社日立ビルシステム首都圏支社
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都千代田区神田淡路町二丁目101番地
4	工 事 件 名	宮殿ほかエレベーター修理工事第1回変更
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）
6	工 事 種 別	機械器具設置工事
7	工 事 概 要	エレベーター修理 一式
8	工 期（自）	令 和 6 年 10 月 1 日
9	工 期（至）	令 和 7 年 3 月 21 日
10	原 契 約 請 負 金 額	7,267,700 円
11	変 更 契 約 年 月 日	令 和 7 年 3 月 18 日
12	変 更 後 工 期（至）	令 和 7 年 3 月 31 日
13	変 更 増 減 請 負 金 額	0 円
14	変 更 後 請 負 金 額	7,267,700 円
15	変 更 理 由	本工事の施工は行事の合間を縫って行う必要があり作業日程が限られていることに加え、専門知識を持つ職人の不足等により当初工期内の完了が困難となったため、工事期間末日を変更する。 当初工期：令和6年10月1日 から 令和7年3月21日 変更工期：令和6年10月1日 から 令和7年3月31日

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令 和 6 年 11 月 15 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社関電工		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区芝浦 4 丁目 8 番 3 3 号		
4	工 事 件 名	三笠宮邸構内配電線路整備工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	電気工事		
7	工 事 概 要	拡声設備、構内配電線路 各一式		
8	工 期（自）	令 和 6 年 11 月 15 日		
9	工 期（至）	令 和 7 年 1 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	7,744,000 円	7,040,000 円	99.4 %
	見 積 金 額	7,700,000 円	7,000,000 円	
11	随 契 理 由	本工事は、三笠宮邸構内の配電線路整備を行うものであるが、本工事を行うにあたっては、行事の合間等の限られた時間内に施工することを求められ、この限られた時間内に確実に施工を完了させるためには、現場状況等を熟知した者に施工させる必要がある。 株式会社関電工は、三笠宮邸において、過去に同種工事を実施していることから、今回の工事条件等に関し、安全かつ確実に工事を実施することができる唯一の者である。 以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を締結する。		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令 和 6 年 11 月 15 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	豊島岡墓地道路整備ほか工事		
5	工 事 場 所	東京都文京区大塚（豊島岡墓地内）		
6	工 事 種 別	ほ装工事		
7	工 事 概 要	道路整備、樹木管理 各一式		
8	工 期（自）	令 和 6 年 11 月 16 日		
9	工 期（至）	令 和 7 年 1 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	19,712,000 円	17,920,000 円	99.9 %
	見 積 金 額	19,690,000 円	17,900,000 円	
11	随 契 理 由	本工事は、豊島岡墓地内の道路整備及び樹木伐採等を行うものである。 豊島岡墓地内において工事を行う場合、工事に必要な監督員詰所、資材置場及び工事車両用駐車場といった仮設物や敷地については、行事に支障がない場所に設けなければならない。 本工事は、豊島岡墓地内の道路整備等を行うものであるが、同墓地内において、葬場設備ほか布設及び撤去（受注者：株式会社大林組東京本店（以下、同者という。））業務が行なわれることから使用できる場所が限られており、本工事に必要な監督員詰所、資材置場等を設けることができない。 一方、同者は同墓地内に監督員詰所等を設けることから、本工事においても共有可能であるため、本工事を施工できる唯一の者である。 以上の理由により、会計法第 2 9 条の 3 第 4 項及び予決令第 1 0 2 条の 4 第 3 号に基づき、同者と随意契約を締結する。		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 6 年 11 月 15 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	豊島岡墓地構内設備整備工事		
5	工 事 場 所	東京都文京区大塚（豊島岡墓地内）ほか		
6	工 事 種 別	電気工事		
7	工 事 概 要	電気設備工事、機械設備工事 各一式		
8	工 期（自）	令和 6 年 11 月 16 日		
9	工 期（至）	令和 7 年 3 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	41,855,000 円	38,050,000 円	99.9 %
	見 積 金 額	41,800,000 円	38,000,000 円	
11	随 契 理 由	本工事は、豊島岡墓地内の電気設備及び機械設備の整備を行うものである。 豊島岡墓地内において工事を行う場合、工事に必要な監督員詰所、資材置場及び工事車両用駐車場といった仮設物や敷地については、行事に支障がない場所に設けなければならない。 本工事は、豊島岡墓地内の設備整備を行うものであるが、同墓地内において、葬場設備ほか布設及び撤去（受注者：株式会社大林組東京本店（以下、同者という。））業務が行なわれることから使用できる場所が限られており、本工事に必要な監督員詰所、資材置場等を設けることができない。 一方、同者は同墓地内に監督員詰所等を設けることから、本工事においても共有可能であるため、本工事を施工できる唯一の者である。 以上の理由により、会計法第 2 9 条の 3 第 4 項及び予決令第 1 0 2 条の 4 第 3 号に基づき、同者と随意契約を締結する。		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 6 年 11 月 21 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社日立ビルシステム関東支社		
3	請 負 業 者 の 住 所	千葉県柏市柏四丁目 8 番 1 号		
4	工 事 件 名	那須御用邸本邸エレベーター改修工事		
5	工 事 場 所	栃木県那須郡那須町湯本（那須御用邸内）		
6	工 事 種 別	機械器具設置工事		
7	工 事 概 要	エレベーター改修 一式		
8	工 期（自）	令和 6 年 11 月 22 日		
9	工 期（至）	令和 7 年 3 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	14,487,000 円	13,170,000 円	98.7 %
	見 積 金 額	14,300,000 円	13,000,000 円	
11	随 契 理 由	本件は、那須御用邸本邸に設置されているエレベーターの一部の部品を取り替える工事である。 今回の改修工事は、落雷により不具合が発生したパワーユニット、各制御基板、かご内操作盤、ドアモーター等を取り替えるものである。 工事に際しては、製造者だけが持つ製造時の技術資料や独自のデータに基づく調整が必要であり、他者では知り得ない当該機器の詳細な内部構造、特性及び機器構成に精通し、状況に応じた詳細な運転制御が可能なデータを保有する製造者による施工が必須である。仮に当該機器を製造した者以外に施工させた場合、最適な調整や、試運転において正常に動作していることの確認と判断が極めて困難であるため、エレベーターが適切に動作せず、重大な事故につながる恐れがある。 株式会社日立ビルシステムは、当該機器を製造した株式会社日立製作所の系列会社のうちエレベーターの工事を担当している会社で、当該機器に関する独自のデータや知識を製造会社と共有しており、その内部構造を熟知していることから、本工事に要求される条件を満たし、適切な施工を確実に実施することができる唯一の者であるため、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を締結する。		

変更契約調書

第1回変更

1	請 負 契 約 年 月 日	令 和 6 年 11 月 21 日
2	請 負 業 者 名	株式会社日立ビルシステム関東支社
3	請 負 業 者 の 住 所	千葉県柏市柏四丁目8番1号
4	工 事 件 名	那須御用邸本邸エレベーター改修工事第1回変更
5	工 事 場 所	栃木県那須郡那須町湯本（那須御用邸内）
6	工 事 種 別	機械器具設置工事
7	工 事 概 要	エレベーター改修 一式
8	工 期（自）	令 和 6 年 11 月 22 日
9	工 期（至）	令 和 7 年 3 月 31 日
10	原 契 約 請 負 金 額	14,300,000 円
11	変 更 契 約 年 月 日	令 和 7 年 3 月 24 日
12	変 更 後 工 期（至）	令 和 7 年 7 月 31 日
13	変 更 増 減 請 負 金 額	0 円
14	変 更 後 請 負 金 額	14,300,000 円
15	変 更 理 由	本工事において取替を行う機器は本エレベーターのための特注品であり、新たに製作する必要があるが、国内のエレベーター工事の需要増加により通常よりも期間を要することとなったため、工事期間末日を変更する。 当初工期：令和6年11月22日 から 令和7年3月31日 変更工期：令和6年11月22日 から 令和7年7月31日

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令 和 6 年 11 月 22 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目15番2号		
4	工 事 件 名	故崇仁親王妃百合子喪儀葬場の儀につき葬場設備布設に伴う道路整備ほか工事		
5	工 事 場 所	東京都文京区大塚（豊島岡墓地内）ほか		
6	工 事 種 別	ほ装工事		
7	工 事 概 要	道路整備、園地管理、植栽 各一式		
8	工 期（自）	令 和 6 年 11 月 16 日		
9	工 期（至）	令 和 7 年 1 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	18,029,000 円	16,390,000 円	99.8 %
	見 積 金 額	17,985,000 円	16,350,000 円	
11	随 契 理 由	本工事は、崇仁親王妃殿下の薨去（令和6年11月15日）に伴い、豊島岡墓地ほかで執り行われる葬場の儀、墓所一般拝礼及びそれらに先立つ総合習礼が執り行われるために布設される葬場周囲の道路整備を行うものであり、緊急に施工しなければならず、競争に付す時間的余裕がなく、また、本工事を行うにあたっては、儀式を滞りなく遂行させるために過去の経験を特に必要とする。 株式会社大林組東京本店は、過去の喪儀に伴う葬場関係工事の経験から、この限られた期間内に施工を確実に完了できる実力を有している。 以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結する。		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令 和 6 年 11 月 22 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目15番2号		
4	工 事 件 名	故崇仁親王妃百合子墓宮建第1回工事		
5	工 事 場 所	東京都文京区大塚（豊島岡墓地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	宮建工事、建築工事、庭園工事 各一式		
8	工 期（自）	令 和 6 年 11 月 16 日		
9	工 期（至）	令 和 7 年 3 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	16,071,000 円	14,610,000 円	99.2 %
	見 積 金 額	15,950,000 円	14,500,000 円	
11	随 契 理 由	本工事は、崇仁親王妃殿下の薨去（令和6年11月15日）に伴い、御墓を緊急に整備するものである。 故崇仁親王妃百合子喪儀は、薨去後12日目に墓所の儀が執り行われることが予定されていることから、緊急に施工しなければならず、また、本工事を行うにあたっては、平成28年に執り行われた故崇仁親王喪儀に合わせて築造された御墳塋及びその周囲において整備を伴うことから、その形状等を熟知している者である必要があるとともに、儀式を滞りなく遂行させるために過去の経験を特に必要とする。 株式会社大林組東京本店は、平成28年度及び平成29年度に当該御墳塋等を整備した者であり、その形状等を熟知しているとともに、過去の喪儀に伴う御墓宮建及び整備工事の経験を有していることから、この限られた期間内に工事を確実に完成させられる唯一の者である。 以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結する。		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 6 年 12 月 2 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区京橋二丁目 1 6 番 1 号		
4	工 事 件 名	秋篠宮邸各所修繕第 2 回工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事、電気設備工事 各一式		
8	工 期（自）	令和 6 年 12 月 3 日		
9	工 期（至）	令和 7 年 2 月 17 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	6,369,000 円	5,790,000 円	99.3 %
	見 積 金 額	6,325,000 円	5,750,000 円	
11	随 契 理 由	本工事は、秋篠宮邸の内装及び電気設備の改修を行うものである。 本件の施工にあたっては、御留守中や行事の合間等の限られた時間内に調査及び施工を完了させることが求められ、そのためには、施設の納まり及び形状等を熟知し、かつ高度な施工管理能力を有する者に施工させる必要がある。 清水建設株式会社は、秋篠宮邸における新築工事及び改修工事を施工した実績を有する者であり、本件に要求される条件を満たす唯一の業者であるため、会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予決令第 102 条の 4 第 3 号に基づき、同者と随意契約を締結する。		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 7 年 1 月 23 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社竹中工務店東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都江東区新砂 1 丁目 1 番 1 号		
4	工 事 件 名	高円宮邸中庭ほか修繕工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事、機械設備工事 各一式		
8	工 期（自）	令和 7 年 1 月 24 日		
9	工 期（至）	令和 7 年 3 月 7 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	2,937,000 円	2,670,000 円	91.8 %
	見 積 金 額	2,695,000 円	2,450,000 円	
11	随 契 理 由	本工事は、高円宮邸私室棟に位置する中庭及びテラスの外構修繕を行うものである。 高円宮邸での施工に当たっては、御留守中や公的行事の合間等の限られた時間内に作業を行うことを求められ、この限られた時間内に確実に施工を完了させるためには、収まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。 株式会社竹中工務店東京本店は、高円宮邸において、過去に大規模改修や増築工事を実施していることから、当該施設や今回の工事条件等に関し、安全かつ確実に工事を実施することができる唯一の業者であるため、会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予決令第 102 条の 4 第 3 号に基づき、同者と随意契約を締結する。		